

( 公 印 省 略 )

分医発第2869号  
令和7年11月13日

各 郡市等医師会担当理事 殿

大 分 県 医 師 会  
常任理事 三 島 康 典

有料職業紹介事業等に関する日本医師会の対応及び会員への注意喚起のお願い

先般開催された第2回都道府県医師会長会議において、有料職業紹介事業に関する話題が取り上げられ、その後の日本医師会の対応等について別紙のとおり連絡が参りました。

また、厚労省においても、雇用仲介事業利用にあたっての留意事項に関するリーフレットが作成されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会会員への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

令和 7 年 1 1 月 1 1 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 今 村 英 仁

(公印省略)

有料職業紹介事業等に関する本会の対応及び会員への注意喚起のお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

去る 1 0 月 2 1 日に開催した第 2 回都道府県会長会議におきましては、有料職業紹介事業に関する貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。

その後の本会の対応につきまして、以下のとおりご報告申し上げます。また、厚生労働省において、雇用仲介事業利用にあたっての留意事項に関するリーフレットを作成しています。会員への周知につき、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 会長会議を踏まえた日本医師会の対応について（報告）

### （1）審議会等での発言

去る 1 0 月 2 7 日の社会保障審議会医療部会において、医療界として、有料職業紹介事業の健全性に極めて強い疑念を抱いている旨表明いたしました。特に、高額な紹介手数料が医療機関の経営を圧迫している点については、本会の調査結果も示して厳しく指摘しました。早期離職や人材のミスマッチ、悪質事例によるトラブルも報告されている現状を踏まえ、手数料の上限規制や在職期間に応じた成果報酬型制度の導入など、国として早急な対策を講じるよう主張するとともに、適正事業者認定制度や都道府県労働局特別相談窓口の周知、公的機関（ハローワークやナースセンター等）の機能強化も要望いたしました。

また、1 0 月 3 0 日に開催された自民党の「医療介護福祉保育職等の人材の円滑な確保を考える議員連盟」では、上記に加え、職業安定法（第 32 条の 13）で定められている求職者への手数料に関する事項の明示について言及し、医療機関が負担している高額な紹介手数料の実態を求職者に適切に知らせるよう併せて要望しました。

現在、本会と四病院団体協議会とのワーキンググループにおいても検討

を進めており、今後さらなる要望を行っていく予定です。

## (2) 個別事項に関する対応について

- ・ 都道府県労働局に「医療・介護・保育分野求人者向け特別相談窓口」について問い合わせても、すぐに窓口につながらなかったとのご指摘を受け、厚生労働省に対し都道府県労働局内での周知徹底を要請しました。厚生労働省より都道府県労働局に対し、内部での周知と適切な対応について通知しています。
- ・ 各医師会による調査でも、事業者による不適切な転職勧奨に関する事例が挙げられています。紹介した人材に対する2年以内の転職勧奨は、指針で明確に禁止されているものであり、メール等であっても転職勧奨となりますので、そうした事例が発覚した場合には、都道府県労働局へご相談ください。

## (3) 本会ホームページの更新について

本会ホームページでも、有料職業紹介等の利用にあたっての注意喚起を行っておりますので、会員医療機関等への周知にご活用ください。

<https://www.med.or.jp/doctor/region/001940.html>

## 2. 雇用仲介事業の利用を巡るトラブルに関する注意喚起について（厚生労働省作成リーフレットについて）

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長他連名で、雇用仲介事業（職業紹介事業、募集情報等提供事業）の利用にあたっての留意事項に関する周知協力依頼がありました。

雇用仲介事業の利用にあたっての留意点については、これまでも令和6年11月29日付日医発第1478号の文書等をもってご連絡してきたところですが、改めて、利用料金・違約金等の支払いを巡るトラブルに関する注意喚起のリーフレットが作成されました。

令和7年4月より、雇用仲介事業者は、求人者に対し利用料金・違約金等について明示することが義務づけられています。求人側も、契約締結前に、明示された契約内容を十分に確認・検討していただくようお願いいたします。

リーフレットにはトラブル事例が記載されています。特に募集情報等提供事業（求人サイト等）に関して、複数の事業者から成功報酬を請求されるケースがあります。上記第1478号のリーフレットにも記載されている通り、契約内容の確認とともに、採用の経緯を整理しておく等の対応をお願いいたします。

各種リーフレットは厚生労働省のホームページに掲載されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00005.html)

### 3. 「医療・介護・保育分野における適正な職業紹介事業者認定制度」のリーフレット送付について

日本人材紹介事業協会（人材協）において「適正な有料職業紹介事業者の認定制度」（厚生労働省委託事業、本会も参画）が実施されています。

先日の会長会議でも、本制度の認知度の低さが指摘されたところです。今年度版のリーフレットをお送りいたしますので、周知にご協力賜りますようお願い申し上げます。

※別送にて100部お送りいたします。人材協のホームページからもダウンロード可能です。

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>

（リーフレットの内容の一部変更について）

リーフレットに挟み込まれた「適正認定事業者一覧」は2025年6月1日現在のものですが、9月12日付で1社（株式会社キャリア）が認定取消となり、別添の11月1日付の一覧が最新となります。併せてご周知のほどよろしくお願いいたします。

◆最新認定事業者一覧

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/certifications/>

つきましては、貴会におかれましてもご了知の上、管下郡市区医師会及び会員医療機関への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡  
令和7年11月7日

各位

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長  
厚生労働省職業安定局総務課人材確保支援総合企画室長  
厚生労働省医政局総務課長  
厚生労働省医政局医事課長  
厚生労働省医政局看護課長  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長  
厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課長  
厚生労働省老健局高齢者支援課長  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長  
厚生労働省老健局老人保健課長  
こども家庭庁成育局保育政策課長  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

雇用仲介事業利用にあたっての留意事項等の周知協力依頼について（その2）

厚生労働省、こども家庭庁及び文部科学省では、昨今、人材不足が特に顕著な医療・介護・障害福祉・保育・幼児教育施設において、雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）を利用した際に利用料金等についてトラブルとなるケースが発生していることを踏まえ、公的職業紹介の機能強化と雇用仲介事業の適正化に向けて取組を進めているところです。

また、「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」（平成11年労働省告示第141号）の一部改正に伴い、令和7年4月1日より雇用仲介事業の利用料金・違約金規約の明示が義務とされました。

今般、医療・介護・障害福祉・保育・幼児教育施設の求人者の皆様が安心して雇用仲介事業者を利用できるよう、こういったトラブル発生未然防止のため、雇用仲介事業者と求人者間における利用料金、違約金等の苦情相談に至った事例について取りまとめたリーフレットを作成しましたので、関係者等への周知について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【参考：職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（抄）】

## 第六 職業紹介事業者の責務等に関する事項（法第三十三条の五）

### 九 適正な宣伝広告等に関する事項

(四) 職業紹介事業の利用に関連して生じる違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する求人者が負担する金銭等について、当該金銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該求人者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該求人者に対し誤解が生じないよう明示すること。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等当該求人者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえないこと。

## 第八 募集情報等提供事業を行う者の責務に関する事項（法第四十三条の八）

### 五 適正な宣伝広告等に関する事項

(四) 募集情報等提供事業の利用に関連して生じる料金、違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する労働者の募集を行う者が負担する金銭等について、当該金銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該労働者の募集を行う者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該労働者の募集を行う者に対し誤解が生じないよう明示すること。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等当該労働者の募集を行う者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえないこと。

※ 改正の内容については、分かりやすくまとめたリーフレットを厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(参考) 紹介手数料率の実績の公開と違約金規約の明示が必要になります

<https://www.mhlw.go.jp/content/001328457.pdf>

※ 昨年11月にご案内しました、雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）のご利用にあたっての留意点も分かりやすくまとめたリーフレットもございます。ぜひ、ご参照ください。

(参考)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00005.html)

## 職業紹介事業者や募集情報等提供事業者の 支払いを巡るトラブルが発生しています

令和7年4月1日以降、雇用仲介サービスの提供に関する料金、違約金等について、誤解やトラブルが生じないように、職業紹介事業者や募集情報等提供事業者による明示が義務化されました。

義務を守っていない事業者との契約は、トラブルにつながる可能性があります。

**契約締結前に、明示された契約内容を十分に確認・検討  
してください。**

契約内容に合意できない場合はそのサービスの利用はせず、他の有料職業紹介事業者やハローワーク等を活用しましょう。

職業紹介事業者や募集情報等提供事業者の利用で利用料金や違約金等の支払いを巡るトラブルが発生した場合は、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けていますのでご利用ください。

### トラブル事例

#### 事例 1

紹介を受けて採用した労働者が、採用後、数日来ただけで退職してしまった。職業紹介事業者からは、返戻金規定に則り一定割合減額された手数料を請求されたが、そもそも無期雇用の者を募集しており条件に合わないうえ、ほとんど働いていないので、支払いには納得できない。

職業紹介事業者、募集情報等提供事業者とも、利用料金や返戻金や違約金等については**分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面または電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないように明示する義務**があります。**契約する前に**、これらの規定をよく確認し、不明な点は説明を求めましょう。

また、特に早期離職時の返戻金は詳細に確認しましょう。実際に早期離職が生じた場合は、不明点など事業者にご相談しましょう。事業者は苦情相談窓口を設け、求人者からの苦情・相談に誠実に対応することが求められています。

#### 事例 2

募集情報等提供事業者Aのサイトから応募した求職者を採用したら、募集情報等提供事業者Bからの応募で受け直したいと言われた。了承していいのか？

まずは**事業者との契約内容をご確認ください**。求職者のいうとおりになると、募集情報等提供事業者AとBの両方から料金を請求される可能性がありますので、**求職者からのこうした申し出は断ることがトラブルを回避する上で重要です**。

### 事例3

自社サイトで求人募集を出していたら、募集情報等提供事業者Aから連絡があり、求人情報サイトに載せないかといわれた。3週間無料掲載後有料(6ヶ月間は月5万円)になるが、その前に継続しない連絡をすれば無料となるといわれて契約したが、契約を終了しようとしたところ、連絡がつかないうちに期間を過ぎ、その後、一括で30万円を請求された。

早期離職の際の対応と同様に、契約する前に、無料期間、有料へ移行する前の契約終了方法、途中で充足した場合の取り扱い等の内容をよく確認し、不明な点は説明を求めましょう。思い込みで判断せず、契約前に、契約書をよく確認することが重要です。

## 「適正な明示がない事業者」や 「返戻金の相談等に誠実な対応をしない事業者」 については、相談窓口までご連絡ください。

### 問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

職業紹介事業者または募集情報等提供事業者の利用で利用料金や返戻金、違約金等の支払いを巡るトラブルは  
労働局『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口』までご連絡ください。  
受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県労働局



### 厚生労働省ホームページ

雇用仲介事業者(職業紹介事業者、募集情報等提供事業者)は新たなルールへの対応が必要です

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00002.html)

従業員の職場定着など、雇用管理面でお困りの事業主の皆さまへ  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001491253.pdf>

厚生労働省  
ホームページ



厚生労働省は、一定の基準を満たす適正な職業紹介事業者を認定しています。

厚生労働省は一定の基準を満たした適正な職業紹介事業者を公表し、適正認定事業者には認定マークを付与しています。

- ・ 紹介手数料を職種別に公表している
- ・ 早期離職時(就職後6か月以内)の返戻金制度がある など

医療・介護・保育、それぞれの分野における認定事業者を検索できる特設ウェブサイトです。

ぜひご利用ください。

#### 【認定マーク】



医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度  
特設ウェブサイト(厚生労働省委託事業)

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>





適正認定サイトでは、最新の適正認定事業者の社名検索をはじめ、認定事業者のサービス名称、対象職種別の常用就職の紹介実績数（目安）、サービス対応エリア等を確認することができます。

医療 介護 保育 適正認定



認定後においても求人者の苦情や評価を認定事業者にフィードバックすることで、サービス品質の維持、改善を図っていきます。

### 1 顧客推奨度調査の実施



医療・介護・保育分野に特化した本認定制度の背景・理念に沿う社会の実現のため、本認定制度へ参画する業界団体所属の求人者へ向けて、認定事業者に関する顧客推奨度を調査するアンケートを実施し、そのアンケート結果を認定事業者へフィードバックすることでサービス品質の改善促進活動をおこなっています。

[https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/outline/customer\\_survey/](https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/outline/customer_survey/)

### 2 認定事業者に関する苦情窓口の運営



分野別適正事業者認定制度運営事務局 苦情・ご意見・ご要望窓口認定制度の不明点等のお問い合わせをはじめ、適正認定事業者に関する苦情・ご意見・ご要望についても、こちらの窓口で随時受け付けています。苦情については事実確認の上、本認定制度協議会（※）に報告します。

また、必要に応じて当該事業者にしかるべき回答を求めます。

※本認定制度協議会は、労働関連法等を専門とする有識者、医療・介護・保育それぞれの業界団体を代表する委員から成り、本認定制度全体をガバナンスする役割を担っています。

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/consultation/>

#### 「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてのトラブルや法令違反の疑いがある場合には、最寄りの都道府県労働局『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口』で相談を受け付けています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_30703.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30703.html)

本認定制度は、以下団体の協力により創設され、令和3年度から実施しています。（五十音順）

医療分野	(公社) 全日本病院協会、(公社) 日本医師会、(一社) 日本医療法人協会、(公社) 日本看護協会、(公社) 日本歯科医師会、(公社) 日本精神科病院協会、(一社) 日本病院会
介護分野	(一社) 全国介護事業者連盟、(社福) 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会、高齢者住まい事業者団体連合会 ((公社) 全国有料老人ホーム協会、(一社) 全国介護付きホーム協会、(一社) 高齢者住宅協会)、(公社) 全国老人福祉施設協議会、(公社) 全国老人保健施設協会
保育分野	(社福) 全国社会福祉協議会 全国保育協議会、(公社) 全国私立保育連盟、(社福) 日本保育協会



ご存じですか?  
医療・介護・保育分野の  
紹介会社を選ぶ基準について

## 医療・介護・保育分野における 適正な有料職業紹介事業者認定制度



数多くある  
医療・介護・保育分野の  
有料職業紹介事業者の中から  
安心できる事業者を選ぶ基準の  
ひとつとしてご活用ください。

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度では、「必須基準」「基本基準」等の基準を一定以上満たした有料職業紹介事業者を「適正な有料職業紹介事業者」として認定しています。

医療・介護・保育



適正な有料職業紹介事業者  
認定制度

信頼の見える化で、  
安心のサービスを。

ひと目でわかる  
認定制度のメリットは  
こちらから→



# 紹介会社の利用に際し、 手数料やサービス品質 などにご不安はないですか？



「医療・介護・保育分野における  
適正な有料職業紹介事業者認定制度」では、  
申請要件、必須基準、基本基準を満たす紹介会社を、  
「適正認定事業者」として認定しています。

何を基準に  
紹介会社を選べば  
よいかわからない…

紹介手数料が  
とても高かったら  
どうしよう…

早期離職時の  
返戻金制度がある  
紹介会社を選びたい…

安易な転職を煽るような  
広告を出す紹介会社は  
使いたくない…



## 申請要件

人材を安定的に紹介できることは適正認定事業者が満たすべき重要な要件です。そのため、申請した分野の施設に対して、少なくとも1つ以上の対象職種について、①過去2年連続で、②年間5件以上の常用就職（無期雇用）の紹介実績があることを申請要件としています。

※更新の場合は、直近認定期間3年間のうち2年間以上について要件を満たしていること。

医療分野の対象職種	介護分野の対象職種	保育分野の対象職種
医師	介護職	保育士
歯科医師	うち介護福祉士	保育教諭
薬剤師	うち介護福祉士以外	幼稚園教諭
看護職	看護職	栄養士・管理栄養士・調理員
リハビリテーション専門職	リハビリテーション専門職	看護師
医療技術者	介護支援専門員	
歯科衛生士	医師	
看護助手・看護補助者	生活相談員、支援相談員	
歯科助手	機能訓練指導員	
栄養士・管理栄養士	栄養士・管理栄養士	

## 必須基準

必須基準は、「法令を遵守しているか」を含めて適正認定事業者が必ず満たさなくてはならない基準です。適正認定事業者は、分野別に定められた17～19項目のすべてをクリアする必要があります。

- 例
- ✓ 手数料に関する事項や職種別に手数料実績を公表している
  - ✓ 早期離職時（就職後6ヶ月以内）の返戻金制度を設けている
  - ✓ 求人者に対する違約金規約を設けている場合、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないように明示している
  - ✓ 求職者に金銭等（いわゆる「お祝い金」など）を支給していない
  - ✓ 自らの紹介により就職した者に対し、転職勧奨をしない
  - ✓ 転職活動をみだりに助長するような広告をしない
  - ✓ 要配慮個人情報、本人の同意を得ないで取得していない
  - ✓ 求人情報は、求人者や求職者に定期的に情報が最新であるか確認を行う、および求人者や求職者の情報の時点を明示している

「必須基準」「基本基準」の詳細は、  
適正認定サイトから閲覧することができます。

医療 介護 保育 適正認定

## 基本基準

基本基準は、「求職者や求人者に対してより良いサービスを提供する」ために適正事業者が満たすことが望ましい基準です。適正認定事業者は、分野別に定められた11～13項目のうち一定数以上の項目をクリアする必要があります。

- 例
- ✓ 求職者のキャリア、志向、希望の勤務時間や曜日・勤務場所等の制約等を把握した上で、適した就業先の紹介を行っている
  - ✓ 求人者からの求人申し込みは、電話だけではなく、書面、FAX、メールで受け付けている
  - ✓ 手数料率を含むサービス提供条件は、求人者に充分説明し理解を得た上で、契約締結により事前合意している
  - ✓ 紹介手数料と返戻金の設定方法について求人者から問い合わせがあった際、統計データを用いて自社のサービス内容とその設定理由を説明し、求人者の理解を得ている
  - ✓ 求職者が就職後も長く活躍できるよう、求人者と協力して定着支援を行っている

## 適正認定事業者

有効期間 3年

審査員が、認定を申請した事業者の事業責任者等にヒアリングを実施し、提出書類の内容を確認した上で適正認定事業者として認定します。



〈認定マーク〉  
適正認定事業者は、認定を受けた分野の認定マークをホームページや会社案内、名刺等の媒体に利用することができます。

# 医療・介護・保育分野における 適正な有料職業紹介事業者認定制度

医療・介護・保育



適正な有料職業紹介事業者  
認定制度

## 適正認定事業者一覧 (社名五十音順)

2025年11月1日時点

(※)は、2024年度と2025年度の認定事業者

### 医療分野認定企業

株式会社アイデム	株式会社キャリアプランニング(※)	株式会社フィデス(※)
株式会社Act Anyway	株式会社クイック(※)	株式会社フェスコム(※)
株式会社ALC	株式会社グローマス(※)	株式会社ブレイブ(※)
株式会社医師のとも(※)	株式会社ケアネットワークスデザイン	株式会社マーキュリー(※)
株式会社ウイングメディカル九州	株式会社CONNECT(※)	株式会社マイナビ(※)
株式会社HR CAREER(※)	株式会社CMEコンサルティング(※)	株式会社メディウエル(※)
株式会社エス・エム・エス(※)	株式会社ジョブズコンストラクション(※)	株式会社メディカル・コンシェルジュ
株式会社SEプラス	総合メディカル株式会社(※)	株式会社メディカル・プリンシプル社(※)
エニーキャリア株式会社(※)	株式会社ツナガリキャリア(※)	株式会社メディカルリソース(※)
株式会社エム・ディー・マネジメント	ディップ株式会社(※)	株式会社モード・プランニング・ジャパン(※)
株式会社エムステージ(※)	株式会社トライトキャリア(※)	株式会社リクルートメディカルキャリア(※)
エムスリーキャリア株式会社(※)	日本メディカルコネクション株式会社	レバウエル株式会社(※)
株式会社キャリアシステム(※)	株式会社ヒトイキ(※)	
キャリアバンク株式会社(※)	株式会社ファーストコネクト	

### 介護分野認定企業

株式会社Act Anyway	シューペルブリアン株式会社	株式会社ヒトイキ(※)
株式会社ALC	株式会社ジョブズコンストラクション(※)	株式会社ファーストコネクト
株式会社HR CAREER(※)	株式会社ゼフィロス(※)	株式会社フェスコム(※)
株式会社エス・エム・エス(※)	株式会社ツクイスタッフ(※)	株式会社ブレイブ(※)
株式会社キャリアシステム(※)	ディップ株式会社(※)	株式会社ベネッセキャリアオス
キャリアバンク株式会社(※)	株式会社トータルウィン(※)	株式会社マイナビ(※)
株式会社キャリアプランニング(※)	株式会社ドットコム・マーケティング(※)	株式会社メディカル・コンシェルジュ
株式会社クイック(※)	株式会社トライトキャリア(※)	レバウエル株式会社(※)

### 保育分野認定企業

株式会社アスカ(※)	Simple株式会社(※)	株式会社マイナビ(※)
株式会社アスカクリエート(※)	ディップ株式会社(※)	株式会社ミライフ(※)
株式会社あんだんて(※)	株式会社トライトキャリア(※)	株式会社メディカル・コンシェルジュ
株式会社エス・エム・エス(※)	株式会社ネクストビート(※)	株式会社モード・プランニング・ジャパン(※)
株式会社ジョブズコンストラクション(※)	株式会社ブレイブ(※)	レバウエル株式会社

※2024年度認定より、早期離職時の返戻金は、求職者が就職後少なくとも6ヶ月以内に離職した場合を対象としていることが条件となります。



一般社団法人 日本人材紹介事業協会 (略称・人材協)

厚生労働省同制度受託事業者